

## 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（平成27年度第3回）会議録

1 日時 平成28年1月6日（水） 午前10時～11時半

2 場所 山梨県庁防災新館303会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）平山公明 喜多川進 島崎洋一 永井寛子 伊藤智基  
白川恵子 東原記守 藤波博

（事務局）笹本環境整備課長 渡辺廃棄物対策指導監 本田総括課長補佐  
施設計画担当（6人） 産業廃棄物担当（2人） 不法投棄対策担当（1人）

4 傍聴者などの数 6人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 第2回廃棄物部会における意見等について【公開】
- (2) 第3次山梨県廃棄物総合計画（素案）について【公開】
- (3) その他【公開】

7 議事の概要

（事務局）

資料「第2回廃棄物部会における意見等について」を基に説明

（議長）

御説明ありがとうございました。

ご意見、ご質問があれば伺いますが、いかがですか。

では、2番目の議題に進みます。

第3次山梨県廃棄物総合計画の素案についてということで、説明をお願いします。

（事務局）

資料「第3次山梨県廃棄物総合計画（案）の概要」は、今から説明させていただきます素案の概要を章ごとにまとめたものになります。

今後、素案についてパブリックコメントを実施する際に、併せてこの概要版も公開しようと考えています。

素案につきましては、昨年中に委員の皆様へ送付しましたが、それ以降、若干文言などを修正しておりますので、本日お配りした資料を見て頂けたらと思います。

資料「第3次廃棄物総合計画（素案）」第1章、第2章を説明

(議長)

このあたりで、ご意見、ご質問があれば伺います。いかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員)

32ページに業種別の再生利用量につきまして、「建設業の再生利用率は、建設リサイクル法の浸透により高水準で推移している」と書かれているのですが、前回の廃棄物部会の時に、リニアの残土については、別で考え、ここの中には含まれないとお聞きしました。残土が入ってくるとかなりの量になると思いますが、建設業とは関係なく別の分野になるということでしょうか。

(事務局)

残土は、廃棄物処理法上の廃棄物ではないため、この計画には含んでおりません。

(委員)

それはどちらの方になるのですか。かなりの量があるとお聞きしたので、少し気になっていたのですが、どこに明記されていくのでしょうか。

廃棄物でないにしても、残土は確実に出るもので、一般に考えれば、廃棄物のようなものではないかと思ってしまうのですが。

(事務局)

リニアの工事に伴う残土なので、施工業者が適正処理するという扱いになります。

県の規制としては、残土の埋立の条例があり、一定規模以上の残土を処理する場合は、その条例に基づいて処理をすることになります。

また、運搬に関しても届け出が必要になります。

所管でいうと、残土の条例に関しては森林整備課が、残土の運搬に関しては各地域県民センターになります。

あとは、リニアの場合は、環境アセスの対象となっているので、前回のアセスの段階では、まだ残土の処理については明確ではなかったと思いますが、事後アセスの対象となっているので、その中で影響を見ていくと思います。先程も申しましたが廃棄物ではないので、明確なお答えはできません。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

直接の意見ではないですが、先般、これと同じようなものが各委員のところに送付されたと思います。

当初、若干文言が変わっている部分もありますと説明を受けましたが、我々のところに送られてきた資料を元にまた今日同じような説明を事務局から受けなければいけない会議なのですか。その辺はいかがですか。

(議長)

内容をここで説明する意味ということでしょうか。

(委員)

事前に各委員のところに送られて来ているわけですから。事前に内容を分かってもらうために送ったのではないのですか。

(事務局)

事前に目をとおしていただき、ご意見などをいただけたらと思い送付させていただきました。

本日は、こちらの考え方、ご意見をいただいたものをこのようなかたちで素案にこのように反映させていただく、ということを含めて説明をさせていただいています。

(委員)

簡素にできればと思います

(事務局)

分かりました。

説明をもう少し簡略化させていただきます。

(議長)

他に何かありますか。

ないようなので次に進みます。

(事務局)

資料「第3次廃棄物総合計画(素案)」第3～第7章について説明

(議長)

何かご意見、ご質問がありましたら伺います。いかがでしょうか。

(委員)

73ページ、第6章の3施策の推進の(4)産業廃棄物適正処理推進ビジョンについて、山梨県には、つい先程まで、北杜市明野町に日本一安全で立派な処分場を設置し、不幸にもあのような状況に陥ったわけですが、今後、山梨県は、産業廃棄物の最終処分場を設置するという大枠の中での計画はございませんか。

一般家庭でも同じですが、自分のところの玄関先のごみを隣の家の玄関先に掃いている、これは一般廃棄物だと思いますが、産業廃棄物も同じですね。

山梨県内で出る産業廃棄物を山梨県以外のところへ持って行って最終処分をして貰っているわけですが、他県の人がいままで私の玄関先に持って来て捨てて良いよ、ということにはならないような気がします。

答えにくい質問で申し訳ありませんが、その辺をお聞きしたいと思います。

(事務局)

最終処分場に関しては明野に整備して、稼働したところ、想定したほど廃棄物が

入らなかったというのが大きな赤字の原因です。今回の調査でも委託による最終処分量が、更に減っている状況が出ておりますので、現実的に、県で公共関与の最終処分場を整備する必要性が低いと考えています。

ただ、将来的に最終処分場を必要とする状況が出てくる可能性はあるので、状況を見極めて対応を検討する必要があると思います。

現状は、直ちに最終処分場を整備するのが困難な状況ですので、ビジョンの考え方としては、排出抑制、リサイクルを進める方向で検討しています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

一つ、前回との変更点について説明を忘れておりましたが、55ページの第3章の産業廃棄物に係る目標値の目標年度の最終処分量が、前は152千tとしておりましたが、今回、153千tと標記しております。

端数処理の考え方にずれがあり、今回訂正させていただきました。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

全体を読みまして、強調したいところと、そうでないところのメリハリが少し弱いという感じがしました。

あくまでも参考として聞いてください。

4ページの国の動向に記載があります、循環基本法では、3Rの推進の中で2Rを意識して取り組みたいという方向が出ていますので、2R、特にリユースについての記載を修飾語などで入れた方が良いでしょう。もう一つ、下から6行目について、「循環型社会の形成」の前に、国で進めている食品ロスと食品廃棄物に関する記載を入れて、後段の章につなげたら良いでしょう。また、循環基本法では、施策順位がリデュース、リユース、リサイクル、熱回収、適正処分の5段階に分かれているので、この解説や図を入れてはどうかと思います。

次に、6ページの県の動向ですが、ページの下部分が空いているので、ここにPRのために、不法投棄監視協力員制度など何か入れてはどうかと思います。

次に、46ページの基本方針について、半ページだけなので、4つの基本方針の解説やイラストを入れてはどうかと思います。基本方針はこのような作りが一般的ではありますが、重要な部分なので、ページの調整がつくのであれば、文言を加筆して、図表かイラストを入れて、分かりやすく方針をPRした方が良いでしょう。

次に、49ページに数値目標がありますが、見る人にとって分かりやすいよう、前回計画との対比表のようにしてはどうかと思います。

次に、66ページ以降についてですが、先進的な施策を実施している市町村があれば、その内容をコラムで掲載するなどして紹介することで他の市町村の刺激になるのではないかと思います。

次に、75ページについて、小型家電に関する記載はあるのですが、食品ロス、食品廃棄物に関する記載がないので、少し触れてはいかがでしょうか。

また、今後は、低炭素と循環の統合施策の関係で、CO<sub>2</sub>に連動した資源循環、廃棄物施策になるのでCO<sub>2</sub>の削減について、もう少し加筆した方が良いのではないかと思います。

最後に、災害の関係ですが、今回の廃棄物処理法の改正により、緊急時の災害では、都道府県が積極的に一般廃棄物を取り扱うという方向が出ているので、市町村に対して、もう少し強く、記述を入れてはどうかと思います。災害時は、一部の市町村を除いて、いくつかの市町村では、都道府県に協力をお願いする、といった方向になると思うので、どこかに県がこのような位置付けになったということを知らせると同時に今後連携していかなければいけない部分があるので、その部分を強化して書いてはどうかと思います。

今回の目玉は、災害の関係、CO<sub>2</sub>の関係、バイオマスだと思います。更に将来的なものとして高齢化社会支援があると思いますが、その辺の大きな目玉を強化して記述すれば、2次の計画と3次の計画の差が歴然と出てきて、読む人にとって分かりやすいと思います。

(事務局)

いただいた意見を反映できるかどうか、この場で直ぐにお答えすることはできないのですが、参考にさせていただきます。

(委員)

先程の話にもありましたが、前もって資料を送っていただいているので、ここへ来て同じ物を配られるのは無駄なことだと思います。今回は、資料の内容が少し変わったということなので、ここに置かれていたのかもしれませんが、基本的に、送っていただいた資料を当日自分で持って来るというようにして、できるだけ無駄を省いた方が良いでしょう。

全体を通して、二回目の部会の時の意見を活かして、難しい用語のところには注釈などが付いていて、分かりやすくなっていると思いました。

それから、先程、委員からも話がありましたが、先進的な取り組みをしている市町村について、他の市町村の参考になるよう紹介があっても良いのではと思いました。

次に、61ページの県内市町村の1人当たりのごみの排出量について、市町村によって、突出しているところがあったり、すごくばらつきがあります。例えば、道志村と丹波山村は、同じ「村」なのに、なぜこのように排出量が違うのか、また、北杜市は、排出量が特に低いですが、どうして北杜市はこれを可能にしているのか、とても知りたく思います。ここに記載ができるか分かりませんが、先進的な事例を他の地域のヒントになるように示すことが必要だと思います。

それから、イベントの際に、ごみの分別を担当する時があるのですが、イベントによっては、全てのごみを一緒にしているというケースがあります。来場者からごみを受け取る時には、分別しているのですが、溜まったごみを奥に持って行く時に、全部一緒にコンテナに入れるということがあります。

また、先日、処分場で働いていたという方から、「こんなものは処分場に行けば全部一緒」などという話を聞きました。このような話を聞いたりすると、私達の上っていることは無駄なのではないか、と疑心暗鬼になることがあります。

ごみを減らすためには、県民の意識を向上させることが重要で、県民の意識を向上させるためには正確な情報が必要だと思います。

(事務局)

先進事例の紹介について、市町村に照会し、事例が挙がってこなかったのが、計画に記載するのは難しいですが、毎年、計画の進捗状況を確認し、公開していきますので、そこで今後紹介をしたいと考えております。例えば、富士川町で条例を作って取り組みするようなので、来年度以降の進捗管理の際に紹介をしていきたいと考えております。

イベントでのごみの分別については、一般廃棄物なので県の方で直接どうこうしづらいところではありますが、先程お話にあったとおり、市町村別の1人1日当たりのごみの排出量を出しておりますので、これによって市町村の考え方も変わると思うので、毎年、状況を把握する中で、市町村と話をしながら取り組みを進めていきたいと考えております。この他に、18ページに市町村別の再生利用率を示しており、そこでも違いが出ているので、比較しながら取り組みなどを紹介していきたいと考えております。

(議長)

ごみを分けた後、どうなるのかという部分の説明は難しいのでしょうか。

(事務局)

イベントで出るごみは一般廃棄物で、そのごみを収集するのは一般廃棄物の許可業者なので、そうすると市町村に指導を徹底して貰うのが良いと思います。

また、分別をすれば、リサイクル率が上がるので、リサイクル率の観点から市町村に取り組みを進めて貰うことを考えております。

(委員)

70ページの災害廃棄物対策の中に、協定締結団体として2団体ありますが、これ以外の団体とは締結していないのですか。

これ以外にも何団体があれば、もう少し目立つように表記ができると思いましたので。

(事務局)

災害に関する協定は他にもありますが、災害廃棄物に関する協定は、この2団体だけです。

(委員)

分かりました。

(議長)

他に何かありますか。

(委員)

103ページ第8章計画の推進の2の情報の収集と公表について、市町村で比較し、実態を把握して行動していくことは非常に大事だと思います。

概要版で、第8章が抜けているのは、何か意図があるのですか。

(事務局)

スペースの問題と、あとは、計画の進行管理は、基本的にこのようなやり方で行っているので、概要版からは省略しております。

(委員)

構成の問題ですが、70、74、77ページに、不法投棄防止対策と記載されていますが、不法投棄の防止以外にも色々やっているのではないかと思います。

例えば、不法投棄された廃棄物への対処というカテゴリーがあっても良いのではないかと思います。

具体的に説明しますと、77ページ(1)不法投棄防止対策の推進の不法投棄適正処理の推進は、防止対策というより、不法投棄されたものへの対処の話なので、ここにぶら下げておくより、新たに(2)を設けて、不法投棄廃棄物への対処という枝を設けて、そのとして、例えば、不法投棄者の特定及び厳正な対処と記載し、その下に四角で囲って、「不法投棄された廃棄物について可能な限り不法投棄者の特定を進め、不法投棄者自身による撤去を原則として指導などを行う。不法投棄者が不明、不法投棄者による撤去が困難な場合には、市町村や関係機関と連携して、早期の撤去を実施する。また、悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対処する。」などと記載し、更にその下に、a、b、cとして、例えば、a 廃棄物Gメンの育成・設置、警察との連携、b 不法投棄廃棄物の早期撤去・適正処理、c 廃棄物連絡対策協議会の不法投棄対策の推進(再掲)のようにし、不法投棄防止対策以外を別のカテゴリーで書いた方が分かりやすいのではないかと思います。

(議長)

検討いただきたいと思います。

他に何かありますか。よろしいでしょうか。それでは、議題の2を終了します。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

(事務局)

素案は、今回いただいた意見をできるだけ反映して修正し、1月中旬からパブリックコメントを実施する予定です。

修正した素案につきまして、パブリックコメントの実施前に皆さんにお配りする時間的余裕がないので、部会長さんにご相談するような対応をとらせていただきたいと思います。

(議長)

よろしいですか。

<各委員とも了承>

(事務局)

では、部会長さんにご相談します。

また、次回の部会で、パブリックコメントなどで寄せられた意見を紹介するとともに、意見を反映した計画案について、審議をお願いしたいと考えております。

開催時期は、3月上旬を予定しており、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

(議長)

それでは、これで本日の議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。